

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年1月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第125号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条衛生課の項第10号中「設置等」の右に「及び廃止」を、「届出」の右に「
設置後等の水質検査」を加え、「及び清掃」を「清掃及び定期検査」に、「改善命令」
を「措置命令」に改める。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)